

## 別添5 特定設備製造設備及び特定設備検査設備の技術基準の解釈

この特定設備製造設備及び特定設備検査設備の技術基準の解釈は、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容をできる限り具体的に示したものである。

なお、特定設備検査規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、特定設備検査規則に照らして十分な技術的根拠があれば、特定設備検査規則に適合するものと判断するものである。

### 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この特定設備製造設備及び特定設備検査設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号。以下「省令」という。）第59条に定める技術的要件をできる限り具体的に示すものである。

### 第2章 特定設備製造設備

(切断機)

第2条 切断機は、JIS B 6802(1991)手動ガス切断機に適合するもの又はこれと同等以上の能力を有しており、かつ、登録される事業区分に係る特定設備の使用材料、板厚に応じた切断能力を有していること。

(プレス機)

第3条 プレス機は、登録される事業区分に係る特定設備の使用材料、板厚に応じたプレス能力を有していること。

(曲げロール)

第4条 曲げロールは、登録される事業区分に係る特定設備の使用材料、板厚に応じた曲げ能力を有していること。

(ターニングローラー・ポジショナー)

第5条 ターニングローラー・ポジショナーは、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる溶接姿勢を担保する能力を有していること。

(機械加工設備)

第6条 機械加工設備は、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる機械加工の能力を有していること。

(拡管設備)

第7条 拡管設備は、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる拡管能力を有していること。

(溶接設備)

第8条 溶接設備は、JIS C 9300(1992)アーク溶接機通則に適合するもの又はこれと同等以上の能力を有し、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる溶接の能力を有していること。

(熱処理炉)

第9条 热処理炉は、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる热処理の能力

を有していること。

### 第3章 特定設備検査設備

#### (寸法測定器)

第10条 寸法測定器は、JIS B 7512(1993)鋼製巻尺、JIS B 7507(1993)ノギス、JIS B 7502(1994)マイクロメータ、JIS Z 2355(1994)超音波パルス反射法による厚さ測定方法に適合するもの又はこれらと同等以上の能力を有しており、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (引張試験設備)

第11条 引張試験設備は、JIS B 7721(1997)引張試験機の一級に適合するもの又はこれと同等以上の能力を有しており、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (衝撃試験設備)

第12条 衝撃試験設備は、JIS B 7722(1999)シャルピー振り子式衝撃試験に適合するもの又はこれと同等以上の能力を有しており、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (落重試験設備)

第12条の2 落重試験設備は、ASTM E 208(1987)フェライト鋼の無延性遷移温度を求めるための落重試験の標準試験方法に規定する能力又はこれと同等以上の能力を有しており、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (破壊じん性試験設備)

第12条の3 破壊じん性試験設備は、JIS G 0564(1999)金属材料－平面ひずみ破壊じん(韌)性確認試験方法若しくはASTM E 1820破壊じん性測定に対する標準試験方法に規定する能力又はこれらと同等以上の能力を有しており、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (超音波探傷試験設備)

第13条 超音波探傷試験設備は、JIS Z 3060(1994)鋼溶接部の超音波探傷試験方法に規定する能力又はこれと同等以上の能力を有し、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (磁粉探傷試験設備)

第14条 磁粉探傷試験設備は、JIS G 0565(1992)鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類に規定する能力又はこれと同等以上の能力を有し、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (浸透探傷試験設備)

第15条 浸透探傷試験設備は、JIS Z 2343(1992)浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類に規定する能力又はこれと同等以上の能力を有し、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

#### (放射線透過試験設備)

第16条 放射線透過試験設備は、JIS Z 3104(1995)鋼溶接継手の放射線透過試験方法、JIS Z 3105(1984)アルミニウム溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法、

J I S Z 3106 (1971) ステンレス鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法、J I S Z 3107 (1993) チタン溶接部の放射線透過試験方法に規定する能力又はこれと同等以上の能力を有し、かつ、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

(耐圧試験設備)

第17条 耐圧試験設備は、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

(気密試験設備)

第18条 気密試験設備は、登録される事業区分に係る特定設備を製造する上で必要とされる検査の能力を有していること。

(真空漏えい試験設備)

第19条 真空漏えい試験設備は、登録される事業区分に係る特定設備を検査する能力を有していること。

